別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
1	監督対象子会社の名称	
2	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務	
2	ごとの委託額	
3	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場	
3	合はその旨	
4	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占め	
4	る自己及び子会社の有する議決権の割合	
	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ね	
5	ている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対	
	象子会社における役職	
6	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監	
0	督の方法及び実施状況(各社ごと)	
7	施行規則第22条の7第1号に定める設備部門	
8	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	
9 — 1	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条	
9 — 1	件の概要	
9 – 2	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接	
9 – 2	続の条件の概要	
1 0	施行規則第22条の7第14号の規定により行った	
1 0	監視の結果	
11	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対	
1 1	して行った監督の方法及び実施状況(各社ごと)	

監督対象子会社の名称

1	株式会社NTT西日本一関西
2	株式会社NTT西日本ーみやこ
3	株式会社NTT西日本一兵庫
4	株式会社NTT西日本一東海
5	株式会社NTT西日本一北陸
6	株式会社NTT西日本一中国
7	株式会社NTT西日本一四国
8	株式会社NTT西日本一九州
9	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト
10	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト
11	株式会社NTT西日本一ホームテクノ関西
12	株式会社NTT西日本一ホームテクノ東海
13	株式会社NTT西日本一ホームテクノ北陸
14	株式会社NTT西日本一ホームテクノ中国
15	株式会社NTT西日本一ホームテクノ四国
16	株式会社NTT西日本一ホームテクノ九州
17	テルウェル西日本株式会社
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ
19	株式会社データプラス
20	株式会社広告通信社

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

·株式会社NTT西日本一関西

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

・株式会社NTT西日本ーみやこ

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

·株式会社NTT西日本一兵庫

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

·株式会社NTT西日本一東海

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

·株式会社NTT西日本一北陸

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

·株式会社NTT西日本一中国

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

· 株式会社 N T T 西日本一四国

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附带業務等 情報機器販売、SI受託業務等			

·株式会社NTT西日本一九州

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務、料金業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯第	美務等	情報機器販売、SI受託業務等	

・株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

委託した業務の内容	委託額
116業務、受注処理業務等	

・株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト

委託した業務の内容	委託額
設備構築・管理・保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ北陸

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本一ホームテクノ中国

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国

委託	した業務の内容	委託額
宅内設備保守等		

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州

委託した業務の内容	委託額
宅内設備保守等	

・テルウェル西日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
販売業務、電報受付・配達等	

・株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務等	

株式会社データプラス

委託した業務の内容	委託額
ダイレクトメール発送業務等	

• 株式会社広告通信社

委託した業務の内容	委託額
販売支援業務等	

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

	会社名	再委託
1	株式会社NTT西日本一関西	有
2	株式会社NTT西日本ーみやこ	有
3	株式会社NTT西日本一兵庫	有
4	株式会社NTT西日本一東海	有
5	株式会社NTT西日本一北陸	有
6	株式会社NTT西日本一中国	有
7	株式会社NTT西日本一四国	有
8	株式会社NTT西日本一九州	有
9	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト	有
10	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト	有
11	株式会社NTT西日本一ホームテクノ関西	有
12	株式会社NTT西日本一ホームテクノ東海	有
13	株式会社NTT西日本一ホームテクノ北陸	有
14	株式会社NTT西日本一ホームテクノ中国	有
15	株式会社NTT西日本一ホームテクノ四国	有
16	株式会社NTT西日本一ホームテクノ九州	有
17	テルウェル西日本株式会社	有
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ	無
19	株式会社データプラス	無
20	株式会社広告通信社	有

監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議 決権の割合

	会社名	自己及び子会社	議決権の
			割合
1	株式会社NTT西日本-関西	西日本電信電話株式会社	100%
2	株式会社NTT西日本ーみやこ	西日本電信電話株式会社	100%
3	株式会社NTT西日本一兵庫	西日本電信電話株式会社	100%
4	株式会社NTT西日本一東海	西日本電信電話株式会社	100%
5	株式会社NTT西日本一北陸	西日本電信電話株式会社	100%
6	株式会社NTT西日本一中国	西日本電信電話株式会社	100%
7	株式会社NTT西日本一四国	西日本電信電話株式会社	100%
8	株式会社NTT西日本一九州	西日本電信電話株式会社	100%
9	株式会社エヌ・ティ・ティ マー	西日本電信電話株式会社	100%
	ケティングアクト		
10	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオ	西日本電信電話株式会社	100%
	メイト		
11	株式会社NTT西日本ーホーム	西日本電信電話株式会社	100%
	テクノ関西		
12	株式会社NTT西日本-ホーム	西日本電信電話株式会社	100%
	テクノ東海		
13	株式会社NTT西日本-ホーム	西日本電信電話株式会社	100%
	テクノ北陸		
14	株式会社NTT西日本-ホーム	西日本電信電話株式会社	100%
	テクノ中国		
15	株式会社NTT西日本一ホーム	西日本電信電話株式会社	100%
	テクノ四国		
16	株式会社NTT西日本ーホーム	西日本電信電話株式会社	100%
	テクノ九州		
17	テルウェル西日本株式会社	西日本電信電話株式会社	91. 67%
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・メデ	西日本電信電話株式会社	100%
	ィアサプライ		
19	株式会社データプラス	テルウェル西日本株式会社	88. 76%
20	株式会社広告通信社	テルウェル西日本株式会社	100%

別添資料5

自己の役職員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者 の役職及び当該監督対象子会社における役職

·株式会社NTT西日本一関西

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーみやこ

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

·株式会社NTT西日本-兵庫

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本一東海

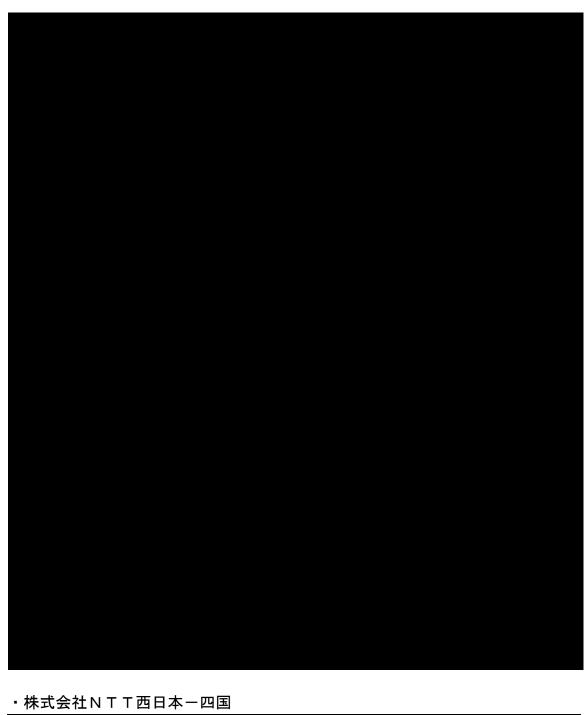
西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

·株式会社NTT西日本一北陸

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

·株式会社NTT西日本一中国

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職



西日本電信電話株式会社における役職監督対象子会社における役職



・株式会社NTT西日本一九州

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職





・株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

西日本電信電話株式会社における役職 監督対象子会社における役職

・株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト

西日本電信電話株式会社における役職 監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ関西

西日本電信電話株式会社における役職監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ東海

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本一ホームテクノ北陸

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本一ホームテクノ中国

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ四国

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社NTT西日本ーホームテクノ九州

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・テルウェル西日本株式会社

西日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

・株式会社エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ

西日本電信電話株式会社における役職 監督対象子会社における役職

- ・株式会社データプラス 無し
- ・株式会社広告通信社 無し

社名:株式会社NTT西日本-関西

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備【口①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者:代表取締役社長) (禁止行為防止責任者:大阪東事業部長) (禁止行為防止責任者:大阪南事業部長) (禁止行為防止責任者:和歌山事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
[□⑤]	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.6.20~H24.1.25
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本-みやこ

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者:代表取締役社長) (禁止行為防止責任者:奈良事業部長) (禁止行為防止責任者:滋賀事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.10.24~H24.2.1
是正措置 【ハ】	該当なし	_

<u>社名:株式会社NTT西日本-兵庫</u>

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.11.14~H23.11.18
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本-東海

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備【口①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者:代表取締役社長) (禁止行為防止責任者:静岡事業部長) (禁止行為防止責任者:岐阜事業部長) (禁止行為防止責任者:三重事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.7.25~H24.2.8
是正措置【ハ】	該当なし	_

<u>社名:株式会社NTT西日本-北陸</u>

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 富山事業部長) (禁止行為防止責任者: 福井事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.11.7~H24.1.18
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本-中国

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置	
 規程類の整備	(禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	
【ロ①】	(禁止行為防止責任者: 岡山事業部長)	H23.11.30
	(禁止行為防止責任者: 島根事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 鳥取事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 山口事業部長)	
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.8.29~H24.2.22
是正措置 【ハ】	該当なし	_

<u>社名:株式会社NTT西日本-四国</u>

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者:代表取締役社長) (禁止行為防止責任者:香川事業部長) (禁止行為防止責任者:徳島事業部長) (禁止行為防止責任者:高知事業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
[□⑤]	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.2.6~H24.2.10
是正措置 【ハ】	該当なし	_

<u>社名:株式会社NTT西日本-九州</u>

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置	
	(禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	
	(禁止行為防止責任者: 北九州事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 佐賀事業部長)	
規程類の整備 【ロ①】	(禁止行為防止責任者: 長崎事業部長)	H23.11.30
	(禁止行為防止責任者: 熊本事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 大分事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 鹿児島事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 宮崎事業部長)	
	(禁止行為防止責任者: 沖縄事業部長)	
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.30~H24.2.22
是正措置【ハ】	該当なし	-

社名:株式会社NTTマーケティングアクト

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備【口①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTTネオメイト

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置	
	(禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	
	(禁止行為防止責任者: 関西支店長)	
規程類の整備	(禁止行為防止責任者: 東海支店長)	H23.11.30
	(禁止行為防止責任者: 北陸支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 中国支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 四国支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 九州支店長)	
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【口③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.23~H24.2.22
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ関西

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
規程類の整備 【ロ①】	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.6.20~H24.2.1
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ東海

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.7.25~H24.2.8
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ北陸

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.11.7~H24.1.18
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ中国

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取 扱いに関する監査を実施	H23.8.29~H24.2.22
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ四国

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.2.6~H24.2.10
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT西日本ホームテクノ九州

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取 扱いに関する監査を実施	H23.5.30~H24.2.22
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:テルウェル西日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置	
	(禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	
規程類の整備	(禁止行為防止責任者: 東海支店長)	H23.11.30
	(禁止行為防止責任者: 北陸支店長)	1120.11.00
	(禁止行為防止責任者: 中国支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 四国支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 九州支店長)	
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
	NTT西日本考査部門による接続関連情報の取扱いに関する監査を実施	H23.5.23~H24.2.22
是正措置【ハ】	該当なし	_

<u>社名:株式会社NTTメディアサプライ</u>

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理 【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社データプラス

項目	実施内容	実施時期
規程類の整備【口①】	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置 (禁止行為防止責任者: 代表取締役社長) (禁止行為防止責任者: 常務取締役 営業部長)	H23.11.30
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【ロ⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況 (省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社広告通信社

項目	実施内容	実施時期
	禁止行為の防止に関する規程の制定	H23.11.30
	禁止行為防止責任者の配置	
	(禁止行為防止責任者: 代表取締役社長)	
規程類の整備	(禁止行為防止責任者: NTT営業部長)	H23.11.30
	(禁止行為防止責任者: 岡山支店長)	1123.11.30
	(禁止行為防止責任者: 島根支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 山口支店長)	
	(禁止行為防止責任者: 四国支店 業務部長)	
	公正競争確保に関するマニュアルの遵守指示	H24.3.23
委託契約の整備 【ロ②】	禁止行為の防止に関する覚書の締結	H23.11.30
研修の実施 【ロ③】	禁止行為防止に関する研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	H24.1.19~H24.2.29
再委託先管理【口④】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義 務付け	H23.11.30~H24.3.31
点検·監査 【口⑤】	公正競争確保に向けた他担当によるクロス点検	H24.1.25~H24.2.29
是正措置【ハ】	該当なし	_

施行規則第22条の7第1号に定める設備部門

	組織名称
設	ネ ッ ト ワ ー ク 部
備	サービスマネジメント部
	相 互 接 続 推 進 部
部	地 域 事 業 本 部 設 備 部
門	支 店 設 備 部

(西) 電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告 (電気通信事業法施行規則 第22条の7第11号<他社手続>関連)

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・他社から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年3月31日までに完了した手続についての件数と平均日数(①申込日(※1)~回答日(※2)、②申込日~提供可能日(※3)、③申込日~工事完了日(※4))
- ※1 他社から手続の申込みがあった日。
- ※2 当社が提供可能日等(事前調査においては、接続の可否等)を回答した日。なお、第21条(接 続申込み)に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。
- ※3 最短で接続を開始することが可能となる日。
- ※4 接続に係る工事が完了した日。
- ※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

	アンバンドル機能等	件数		平均日数		
			①申込日	②申込日	③申込日	
			~	~	~	
			回答日	提供可能日	工事完了日	
	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ(シェアドアクセス方式))					
	端末回線伝送機能 第6欄ア (加入ダークファイバ(シングル スター方式))					
	端末回線伝送機能 第4欄 (電話 重畳するもの) (DSL (ラインシェアリング))		1	手続なし	8	
ア	端末回線伝送機能 第4欄(電話 重畳しないもの) (DSL(ドライカッパ))		1	手続なし	16	
クセスライ	端末回線伝送機能(10項協定に よるもの) (電話 (ドライカッパ))		1	手続なし	15	
<u>ئ</u>	端末回線伝送機能 第3欄 (接続専用線)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第8欄 (メガデータネッツ)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第9欄 (NGNイーサ)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第5欄 (ISM折返し機能)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第7欄 (INSキャリアズレート)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第1欄 (PHS基地局回線)		手続なし	手続なし		

	優先接続機能		手続なし	手続なし	5
	一般番号ポータ	加入電話⇒ 他社		手続なし	
	だりティ実現機 能	ひかり電話⇒ 他社		手続なし	
	nu .	他社⇒他社		手続なし	
_	一般光信号中継行 (中継ダークファ				
コアネットワーク	端末系交換機能 び一般番号ポータ 能を除く)・加入す 送装置利用機能・ 中継交換機能・中 (GC/IC接紙	マビリティ実現機 音交換機接続用伝 ・市内伝送機能・ 中継伝送機能 売用伝送路)	手続なし	手続なし	
	特 別 光 信 号 中 継伝送機能	波長分割多重回線 分波光変換装置 (WDMパッケージ)	手続なし	手続なし	
	光信号局内伝送路 (局内ダークファ				
	第11条(事前調査の申込み)及 び第13条(事前調査の回答)に 規定する手続			手続なし	手続なし
事	第21条(接続申込み)に規定する手続			手続なし	手続なし
事前手続	第23条(接続用設備の設置又は 改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びW DMパッケージを除く)		手続なし	手続なし	
	第30条(接続用開発の申込み)に	· ·	手続なし	手続なし	
コロケーション	第10条の3(村 及び設置申込み) 4(相互接続点の る手続	目互接続点の調査 及び第10条の	23	手続なし	手続なし
管路・とう道	第10条の3(村 及び設置申込み) 4(相互接続点の る手続	及び第10条の		手続なし	手続なし
電柱添架	第10条の13 み)に規定するヨ			手続なし	手続なし

第9条(当社の接続対象地域) に規定する手続	10	手続なし	手続なし	手続なし
第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第8項	0	手続なし	手続なし	手続なし
第99条の2(通信用建物の 空き情報等の提供)に規定す	59	手続なし	手続なし	手続なし
第99条の4(DSL回線と	1.4	T 4± 4× 1	T #± +> 1	T #± +> 1
提供)に規定する手続	14	手続なし	手続なし 	手続なし
の接続に係るその他の情報の 提供)に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
第99条の8(接続の手続及 び算定根拠に関する情報の提 供)に規定する手続	5	手続なし	手続なし	手続なし
第99条の10(網機能情報 提供対象装置による新たな網 機能の導入に係る情報の提	0	手続なし	手続なし	手続なし
供)に規定する手続 第99条の11(網機能情報	0.504	- A+ 1	A+ 4: 1	T 4+ 4
機能の導入に係るその他の情 報の提供)に規定する手続	6, 581	手続なし 	手続なし	手続なし
2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の			手続なし	手続なし
の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法) 第10条の2(事前照会)第				
2 項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、 二重床その他接続に必要な装			手続なし	手続なし
る周辺設備に係る情報) 第10条の2(事前照会)第				
2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全 端子数及び未利用端子数並び に光主配線盤の位置、光主配 線盤の全端子数及び未利用端			手続なし	手続なし
子数) 第10条の2(事前照会)第 2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互			手続なし	手続なし
接続点を設置することの可否) 第10条の2(事前照会)第				
2 項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び 未利用芯線数)			手続なし	手続なし
	に第調に第空る第の提第び供第提機供第提機報第2(伝の能第2(二置る第2(端に線子第2(接否第2(元置表別のする第)の提第び供第提機供第提機報第2(云電電車等別の第)の第社点の設す条報をに条にに条根規条象導規条をでは設すり、1 ののる光のる接す手(以てそす(関る)のに係名のでのののでは、他にに、1 ののののでは、1 にののののでは、1 にののののでは、1 にののののでは、1 にのののでは、1 にののでは、1 にののでは、1 にのでは、1 にのでは、	10 10 10 10 10 10 10 10	正規を外の第3 (相互接続点の	10 手続なし 乗続なし 乗を設め 乗前の全 乗を設め 乗前の全 乗を設め 乗前の全 乗車を 乗前の全 乗車を 乗車

第10条の2(事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設する ために用いる伝送路設備の終 端する箇所の位置)		手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第 2項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番 号のうちメタル回線への変更 の可否)		手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第 2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能 時期及び伝送損失)		手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第 2項第9号に規定する手続 (一般光信号中継回線の提供 可能時期)		手続なし	手続なし
2項第10号に規定する手続 (特別光信号中継回線の提供 可能時期)		手続なし	手続なし
2項第11号に規定する手続 (その他様式に記載する必要 がある事項に係る情報)		手続なし	手続なし
親34条の8(一般先信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続		手続なし	手続なし
第34条の10(光信号端末 回線のテープ分散に係る確認 調査及び接続の申込み)に規 定する手続		手続なし	手続なし
第52条(協定事業者の切分 責任等)第3項に規定する手 続		手続なし	手続なし
第68条(手続費の支払義務) 第1項第25号に規定する同 一番号移転可否情報調査		手続なし	手続なし
第68条(手続費の支払義務) 第1項第31号に規定する端 末回線ごとの線路条件及び収 容状況に係る情報調査		手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等 に係る情報の提供)第1項に 規定する手続(DSL回線ご との線路条件等に関する調 査)		手続なし	手続なし
	2(た端第2(号の第2(時第2(可第2(が第継確(信査す第回調定第責続第第一第第末容第に規と項光めす1項光の可1項光期1項一能1項特能1項そあ3回認異号及る3線査す5任 61番61回状9系定の第信にる0第フラ否0第信及0第般時0第別時0第の62にバタ 2に末送2に号 2号号 2号号 2にま送2に号 2号号 2に対して位(事定さ回 事定線失) 第1項件能1項そあ3回認異号及る3線査す5任 61番61回状9系すを路)前すれ線 前すの)前す回 前定回 前定報経接続 の一接続(第 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	2 項 (2 項信号端末回接を敷備の終端するために周報を表しているに位置の 第10条の2 (事前受けるために関係を教育の音が表しているに位置的 第10条の2 (事前の音が表しているのでのであり) 第10条の2 (事前の音が表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、

	,	a	
	第99条の3(DSL回線等 に係る情報の提供)第2項に 規定する手続(き線点情報に 関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等 に係る情報の提供)第3項に 規定する手続(き線点換算線 路長に関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6 (光回線設備等 に係る情報の提供)第1項に 規定する手続 (光回線設備の 伝送損失及び経過年数調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6 (光回線設備等 に係る情報の提供)第2項に 規定する手続 (光信号端末回 線の概算提供可能時期に関す る調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6 (光回線設備等 に係る情報の提供)第3項に 規定する手続 (光配線区域の 範囲に係る情報の調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)	手続なし	手続なし
個別開	第99条の9(宅内光信号電 気信号変換装置に係る情報の 提供)に規定する手続	手続なし	手続なし
示(無償)	第99条の12(電柱所有に 係る情報の提供)に規定する 手続	手続なし	手続なし
個別開示(有償)	電気通信事業法第33条第1 0項に基づく協定に規定する 名義人の判定結果に関する情 報提供	手続なし	手続なし

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

- ・他社から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年3月31日 までに完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定す る納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

	情がめるとさは、尻足りる新闻を坦える物口がめりより。 				
	対象手続 条件規定条文				
	端末回線伝送機能	[2欄又]	ア	第34条の4	
	は第6欄イ			(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申	
	(加入ダークファイバ	ヾ(シェ		込み)	
	アドアクセス方式))			・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
		-	1		
				(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申	
				込み)	
ア				・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)	
アクセスラ				※既設設備を用いて開通が可能な場合	
セス	端末回線伝送機能 第		ア	第34条の4	
	(加入ダークファイバ	(シン		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申	
1	グルスター方式))			込み)	
ン				・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
				※屋内配線の調査に時間を要しない場合	
		-	1	第34条の4	
				(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申	
				込み)	
				・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)	
				※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備	
				を用いて開通が可能な場合	
	一般光信号中継伝送機		ア	第34条の2	
	(中継ダークファイバ)			(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申	
				込み)	
				・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
		-	1	第34条の2	
				(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申	
				込み)	
				・回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)	
	端末系交換機能(優先		第38条		
ア	能及び一般番号ポータ			理学的接続期間) 	
ネ	ィ実現機能を除く)・加	-		別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結	
リツト	換機接続用伝送装置		から	5 1 年以内)	
	能・市内伝送機能・中	· 継父揆			
7	機能・中継伝送機能	· *** UP /			
ク	(GC/IC接続用伝			W 0 4 7 0 7	
	特別光信号 波 長 分	剖多里 7	ア	第34条の7	
	中継伝送機 回線			(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申	
	能			込み)	
				- 申込日から回答日(申込から6週間以内)	
	分波光	変換装	1	VI VI	
	置			(標準的接続期間)	
	• • • • •	Mパッ		個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約	
	ケージ)			締結から1年以内)	
	L				

	V =	Mr. a. A. A. a. a.
	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端 の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の 設備が確定した日から1ヶ月半以内)
+	第11条(事前調査の申込み) 及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・ 申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
事前手続	第23条(接続用設備の設置 又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及 びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結 から1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェ アの開発の申込み)に規定す る手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日 から1年以内)
コロケーション	第10条の3(相互接続点の 調査及び設置申込み)及び第 10条の4(相互接続点の設 置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)
管路・とう道	第10条の3(相互接続点の 調査及び設置申込み)及び第 10条の4(相互接続点の設 置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月半以内)
電柱添架	第10条の13 (電柱添架の 申込み) に規定する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から 1ヶ月以内)
情報開示	第10条の2(事前照 会)第2項第1号に規定 する手続 (接続に必要な接続申 込者の伝送装置又は ーブルその他の装置 を設置することがする な場所の位置及び寸法)	第10条の2 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内)

	第10条の0 /東前昭	第10条の2
	第10条の2(事前照金)第6月に担党	
	会)第2項第2号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	(電力設備、空気調整設	
	備、二重床その他接続に	
	必要な装置等の設置に	
	付随して利用する周辺	
	設備に係る情報)	
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第3号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	(MDFの位置、MDF	
	の全端子数及び未利用	
	端子数並びに光主配線	
	盤の位置、光主配線盤の	
	全端子数及び未利用端	
	子数)	
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第4号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日
	(当社の通信用建物内	(1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、
	に相互接続点を設置す	申込から2週間以内)
	ることの可否)	(2.相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺
	0-200.11,	設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月
		以内)
		(3. 上記 1. 2以外の場合は、申込から 1 ヶ月半以内)
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第5号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	(光回線設備の全芯線	平是自2°5四百百(平是2°52是间次F1)
	数及び未利用芯線数)	
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第6号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	・	一个人口以为国自己(中区以为乙超间次内)
	設するために用いる伝	
	送路設備の終端する箇	
	所の位置)	
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第7号に規定	第10米の2 (事前照会)
	する手続	〈尹ṇ祝云〉 ・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	ッる于祝 (光ファイバ化された	- 中心口がら回合口(中心からと週间以内)
	(光ファイハ化された) 電話番号のうちメタル	
	回線への変更の可否)	第10名00
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第8号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
	(光信号端末回線の提供では出来がに対け	
	供可能時期及び伝送損	
	失)	

	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第9号に規定	(事前照会)
	する手続	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
	(一般光信号中継回線	
	の提供可能時期)	
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第10号に規	(事前照会)
	定する手続	・申込日から回答日(申込から6週間以内)
	(特別光信号中継回線	
	の提供可能時期)	
	第10条の2(事前照	第10条の2
	会)第2項第11号に規	(事前照会)
	定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	(その他様式に記載す	
	る必要がある事項に係	
	る情報)	
	第34条の10(光信号	第34条の10
	端末回線のテープ分散	(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続
	に係る確認調査及び接	の申込み)
	続の申込み)に規定する	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
	手続	
	第99条の3(DSL回	第99条の3
	線等に係る情報の提供)	(DSL回線等に係る情報の提供)
	第1項に規定する手続	・申込日から回答日(申込から3営業日以内)
	(DSL回線ごとの線	
	路条件等に関する調査)	
	第99条の6(光回線設	第99条の6
	備等に係る情報の提供)	(光回線設備等に係る情報の提供)
	第1項に規定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	(光回線設備の伝送損	
	失及び経過年数調査)	
·		

(西)電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告 (電気通信事業法施行規則 第22条の7第12号<当社手続>関連)

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年3月31日までに完了した手続についての件数と平均日数(①申込日(※1)~回答日(※2)、②申込日~提供可能日(※3)、③申込日~工事完了日(※4))
- ※1 当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。
- ※2 当社設備部門が提供可能日等(事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を用いることの可否等)を回答した日。なお、接続約款第21条(接続申込み)に規定する手続に準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。
- ※3 最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。
- ※4 第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。
- ※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

	アンバンドル機能等 件数 平均日数				
A			①申込日	②申込日~	③申込日~
			~回答日	提供可能日	工事完了日
	フレッツ 光ネクスト(ファミ				
	リー・ハイスピードタイプ) (フ				
	ァミリータイプ)				
	フレッツ・光プレミアム(ファ				
	ミリータイプ)				
	(端末回線伝送機能 第2欄				
	又は第6欄イ)				
	フレッツ 光ネクスト(ビジネ				
	スタイプ)				
	フレッツ・光プレミアム(エン				
7	タープライズタイプ)				
アクセスライン	(端末回線伝送機能 第6欄				
セ	7)		-		
조	フレッツ 光ネクスト (マンシ				
1	ョンタイプ)				
ン	フレッツ・光プレミアム (マン ションタイプ)				
	ンョンダイフ) (端末回線伝送機能 第6欄				
	(
	ファーファイン フレッツ・ADSL(利用回線				_
	型)				
	エァ (端末回線伝送機能 第4欄		0	手続なし	14
	(電話重畳するもの))				
	フレッツ・ADSL(契約者回				
	線型)		_	- M+4-1	22
	(端末回線伝送機能 第4欄		0	手続なし	20
	(電話重畳しないもの)				

			1			
		NSネット64				
	(端末回線伝	送機能(10項協		0	手続なし	11
	定によるもの)))				
	一般専用サー	-ビス、高速ディジ				
	タル伝送サー	-ビス、A T M専用			T 4± 45 1	
	サービス				手続なし	
	(端末回線伝	送機能 第3欄)				
	メガデータネ					
		送機能 第8欄)			手続なし	
		送機能 第9欄に	-			
	堀木固縁仏紀 相当する当社			手続なし	手続なし	手続なし
				于柼なし	士献なし	于祝なし
		送機能 第9欄)	-			
	フレッツ・エ				手続なし	
		送機能 第5欄)	-			
	INSネット				手続なし	
		送機能第7欄)			1 400 0. 0	
		送機能 第1欄に				
	相当する当社			手続なし	手続なし	手続なし
	(端末回線伝	送機能 第1欄)				
	マイライン	(優先接続機能)		手続なし	手続なし	5
	一般番号ポ	加入電話⇒ひか			手続なし	
	一タビリテ	り電話	_		」 (が) (み し	
	ィ実現機能	他社⇒ひかり電			手続なし	
	1 天坑饭肥	話			一一ではし	
	一般光信号中	継伝送機能				ı
	(中継ダーク	7ファイバ)				
_	端末系交換機	能(優先接続機能	-			
コア		号ポータビリティ				
ネ		よく)・加入者交換				
ット		· 装置利用機能·市		手続なし	手続なし	手続なし
ウィ		中継交換機能・中		1 196 0. 0	1 196 0. 0	1 198 0. 0
Ιí	継伝送機能					
ク		注続用伝送路)				
	(40) 10	波長分割多重回	-			
	特別光信号	放及刀引多重固 線		手続なし	手続なし	手続なし
	· 特別元信号 中継伝送機					
	₩本本本機 化 単	分波光変換装置		工仕+、1	工姓九二	工姓九二
	FIG.	(WDMパッケ		手続なし	手続なし	手続なし
	业是日日本与	一ジ) = ** 96				
	光信号局内伝			手続なし	手続なし	手続なし
	(局内ダーク					
		事前調査の申込み) ア (東帝郡本の日			T #+ +- 1	T #+ 4- 1
		条(事前調査の回 - スズは			手続なし	手続なし
	答)に規定す			-		
		続申込み)に規定			手続なし	手続なし
	する手続	A.L			1,500	2 ,52 0 0
事		続用設備の設置又				
則		込み)に規定する手			_	
事前手続	続			手続なし	手続なし	手続なし
	·	C接続用伝送路及				
	びWDMパッ	,ケージを除く)				
	第30条(接	続用ソフトウェア				
	の開発の申込	込み)に規定する手		手続なし	手続なし	
	続					

	1					 1
コロケーション	查及 条σ	○条の3(相互接続点の調 なび設置申込み)及び第10 ○4(相互接続点の設置)に ごする手続		19	手続なし	手続なし
管路・とう道	第10条の3(相互接続点の調 査及び設置申込み)及び第10 条の4(相互接続点の設置)に 規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
電柱添架	第10条の13(電柱添架の申 込み)に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
		第9条(当社の接続対象 地域)に規定する手続	10	手続なし	手続なし	手続なし
		第10条の3(相互接続 点の調査及び設置申込 み)第8項に規定する手 続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の2(通信用建 物の空き情報等の提供) に規定する手続	59	手続なし	手続なし	手続なし
情報開示	*	第99条の4 (DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	14	手続なし	手続なし	手続なし
	ムページ開示(無償)※5	第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	24	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の8(接続の手 続及び算定根拠に関する 情報の提供)に規定する 手続	5	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の10(網機能 情報提供対象装置による 新たな網機能の導入に係 る情報の提供)に規定す る手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の11 (網機能 情報提供対象装置による 新たな網機能の導入に係 るその他の情報の提供) に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし

	第10条の2(事前照会)			
	第2項第1号に規定する 手続			
	│ プポ │ (接続に必要な接続申込			
	者の伝送装置又はケーブ		手続なし	手続なし
	ルその他の装置等を設置			
	することが可能な場所の			
	位置及び寸法)			
	第10条の2(事前照会)			
	第2項第2号に規定する			
	手続			
	(電力設備、空気調整設		手続なし	手続なし
	備、二重床その他接続に		丁心なし	一般なり
	必要な装置等の設置に付			
	随して利用する周辺設備			
	に係る情報)			
	第10条の2(事前照会)			
	第2項第3号に規定する 手続			
	ナポ (MDFの位置、MDF			
	の全端子数及び未利用端		手続なし	手続なし
	子数並びに光主配線盤の			
	位置、光主配線盤の全端			
1 000	子数及び未利用端子数)			
個 別	第10条の2(事前照会)	-		
開	第2項第4号に規定する			
示	手続		エ佐わし	エはわし
有	(当社の通信用建物内に		手続なし	手続なし
償	相互接続点を設置するこ			
	との可否)			
	第10条の2(事前照会)			
	第2項第5号に規定する			
	手続		手続なし	手続なし
	(光回線設備の全芯線数			
	及び未利用芯線数)			
	第10条の2(事前照会)			
	第2項第6号に規定する 手続			
	丁帆 (光信号端末回線を敷設		手続なし	手続なし
	するために用いる伝送路		丁心なし	子がなり
	設備の終端する箇所の位			
	置)			
	第10条の2(事前照会)			
	第2項第7号に規定する			
	手続		手続なし	手続なし
	(光ファイバ化された電		一派なし	一祝なし
	話番号のうちメタル回線			
	への変更の可否)			
	第10条の2(事前照会)			
	第2項第8号に規定する		T /+ +- ·	
	手続 パンケロ 地大 回給の担供		手続なし	手続なし
	(光信号端末回線の提供			
	可能時期及び伝送損失)			

第10条の2(事前照会) 第2項第9号に規定する 手続 (一般光信号中継回線の 提供可能時期)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会) 第2項第10号に規定す る手続 (特別光信号中継回線の 提供可能時期)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会) 第2項第11号に規定する手続 (その他様式に記載する 必要がある事項に係る情報)	手続なし	手続なし
第34条の8(一般光信 号中継回線の異経路構成 等に係る確認調査)及び 第34条の9(異経路構 成等による一般光信号中 継回線の提供に係る調査 及び接続の申込み)に規	手続なし	手続なし
定する手続 第34条の10(光信号 端末回線のテープ分散に 係る確認調査及び接続の 申込み)に規定する手続	手続なし	手続なし
第52条(協定事業者の 切分責任等)第3項に規 定する手続	手続なし	手続なし
第68条(手続費の支払 義務)第1項第25号に 規定する同一番号移転可 否情報調査	手続なし	手続なし
第68条(手続費の支払 義務)第1項第31号に 規定する端末回線ごとの 線路条件及び収容状況に 係る情報調査	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回 線等に係る情報の提供) 第1項に規定する手続 (DSL回線ごとの線路 条件等に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回 線等に係る情報の提供) 第2項に規定する手続 (き線点情報に関する調 査)	手続なし	手続なし

	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供) 第3項に規定する手続 (き線点換算線路長に関する調査)		手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供) 第4項に規定する手続(メタリック加入者線と電 柱に設置する接続に必要 な装置等との接続可否に 関する調査)		手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供) 第1項に規定する手続 (光回線設備の伝送損失 及び経過年数調査)		手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供) 第2項に規定する手続 (光信号端末回線の概算 提供可能時期に関する調査)		手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供) 第3項に規定する手続 (光配線区域の範囲に係る情報の調査)		手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供) 第4項に規定する手続 (中継ダークファイバの 未利用芯線がない区間に おける代替区間等に関す る情報調査)		手続なし	手続なし
個別開示	第99条の9(宅内光信 号電気信号変換装置に係 る情報の提供)に規定す る手続		手続なし	手続なし
(無償)	第99条の12 (電柱所 有に係る情報の提供) に 規定する手続		手続なし	手続なし
個別開示(有償)	電気通信事業法第33条 第10項に基づく協定に 規定する名義人の判定結 果に関する情報提供	手続なし	手続なし	手続なし

◎納期に着目した条件の概要

- ・当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年3月31日までに完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

7	があるときは、規定する期間を超える場合があります。			
	対象手続		準ずる接続約款の条件	
	フレッツ 光ネクスト(フ	ア	第34条の4	
	ァミリー・ハイスピード		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
	タイプ)(ファミリータイ		・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
	プ)	1	第34条の4	
	フレッツ・光プレミアム		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
	(ファミリータイプ)		・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)	
	(端末回線伝送機能 第		※既設設備を用いて開通が可能な場合	
	2欄又は第6欄イ)			
	フレッツ 光ネクスト (ビ	ア	第34条の4	
ア	ジネスタイプ)		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
	フレッツ・光プレミアム		・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
セ	(エンタープライズタイ		※屋内配線の調査に時間を要しない場合	
クセスラ	プ)	1	第34条の4	
1	(端末回線伝送機能 第		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
シ	6欄ア)		・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)	
	C IM 7 /		※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用い	
			て開通が可能な場合	
	 フレッツ 光ネクスト(マ	ア	第34条の4	
	ンションタイプ)	'	(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
	フレョンァイ <i>ン/</i> フレッツ・光プレミアム		・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
	フレック・元フレミアム (マンションタイプ)			
		1	第34条の4	
	(端末回線伝送機能 第 6欄ア)		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
			・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)	
	一般光信号中継伝送機能	ア	第34条の2	
	(中継ダークファイバ)		(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)	
			・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
		1	第34条の2	
		•	(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)	
			・回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)	
			ELLY ONEN AREL (ELLY OT 77) XF17	
□		44 4	3 8条	
ア	端へボス快機能(優先接 続機能及び一般番号ポー		, o 未 標準的接続期間)	
ネッ	祝媛能及い 放街写小 タビリティ実現機能を除		『年の接続知间』 別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から	
 				
ワ	く)・加入者交換機接続用	' '	以内)	
ļ	伝送装置利用機能・市内			
ク	伝送機能・中継交換機 ☆ 中継に光機能			
	能・中継伝送機能			
	(GC╱IC接続用伝送			
	路)			
	<u> </u>	ア	第34条の7	
	特別元信 波長分割多 号中継伝 重回線		第34宋の/ (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)	
	送機能		・申込日から回答日(申込から6週間以内)	

	25 44 45 45	A habe on the		
	分波光変換 装置 (WDMパ ッケージ)	イ 第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結 から1年以内)		
	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)		
	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・ 申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない 場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要である と判断した場合は、4ヶ月以内)		
事前手続	第23条(接続用設備の 設置又は改修の申込み) に規定する手続 (GC/IC接続用伝送 路及びWDMパッケージ を除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から 1年以内)		
	第30条(接続用ソフト ウェアの開発の申込み) に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から 1年以内)		
コロケーション	第10条の3(相互接続 点の調査及び設置申込 み)及び第10条の4(相 互接続点の設置)に規定 する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込 から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備 等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)		
管路・とう道	第10条の3(相互接続 点の調査及び設置申込 み)及び第10条の4(相 互接続点の設置)に規定 する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間(申 込から1ヶ月半月以内)		
電柱添架	第10条の13(電柱添 架の申込み)に規定する 手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ 月以内)		
情報開示	第10条の2(事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続中込者の伝送装置のはケーブルその他の装置等を設置するの位置及び寸法)	第10条の2 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内)		

第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第2号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(電力設備、空気調整	
設備、二重床その他接	
続に必要な装置等の	
設置に付随して利用	
する周辺設備に係る	
情報)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第3号に規	(事前照会)
定する手続	- ・申込日から回答日(申込から2週間以内)
Cy O F M (M D F の位置、M D	一十五日から四日日(十五から2週間次内)
Fの全端子数及び未	
利用端子数並びに光	
主配線盤の位置、光主	
配線盤の全端子数及	
び未利用端子数)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第4号に規	(事前照会)
定する手続	・ 申込日から回答日
(当社の通信用建物	(1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込
内に相互接続点を設	から2週間以内)
置することの可否)	(2.相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備
	等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内)
	(3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内)
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第5号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(光回線設備の全芯	
線数及び未利用芯線	
数)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第6号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(光信号端末回線を	
教設するために用い	
る伝送路設備の終端	
る仏及氏設備の終端 する箇所の位置)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第7号に規	第10米の2 (事前照会)
	,
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(光ファイバ化され	
た電話番号のうちメ	
タル回線への変更の	
可否)	
Mr. 1 0 P 0 0 1 - 1 - 1 - 1	M* 1 0 A* O 0
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第8号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
(光信号端末回線の	
提供可能時期及び伝	
送損失)	

第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第9号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
(一般光信号中継回	
線の提供可能時期)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第10号に	(事前照会)
規定する手続	・申込日から回答日(申込から6週間以内)
(特別光信号中継回	
線の提供可能時期)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第11号に	(事前照会)
規定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(その他様式に記載	
する必要がある事項	
に係る情報)	
第34条の10(光信	第34条の10
号端末回線のテープ	(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申
分散に係る確認調査	込み)
及び接続の申込み)に	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
規定する手続	
第99条の3(DSL	第99条の3
回線等に係る情報の	(DSL回線等に係る情報の提供)
提供)第1項に規定す	・申込日から回答日(申込から3営業日以内)
る手続(DSL回線ご	
との線路条件等に関	
する調査)	
第99条の6(光回線	第99条の6
設備等に係る情報の	(光回線設備等に係る情報の提供)
提供)第1項に規定す	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
る手続(光回線設備の	
伝送損失及び経過年	
数調査)	

(西) 電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号チに基づく報告

◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果

・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他 社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続 を「当社手続」という。

	対象	手続	監視の結果
	他社	当社	
	端末回線伝送機	フレッツ 光ネ	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
	能 第2欄又は	クスト(ファミ リー・ハイスピ	いて、①(申込日~回答日)は日日、②(申込日~提
	第6欄イ	ードタイプ)(フ	供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了日)は日本
	(加入ダークフ	ァミリータイ プ)	■日となっている。
	ァイバ(シェア	っ/ フレッツ・光プ	また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日から回
	ドアクセス方	レミアム(ファ	答日までの期間)は96%、イ(申込日から提供可能
	式))	ミリータイプ)	日までの期間)は94%となっている。
			手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
			の規定どおり実施されていることを確認した。
			・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
ア			いて、①(申込日~回答日)は日日、②(申込日~提
アクセスライン			供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了日)は日本
호			■日となっている。
1			また、当社手続の納期遵守率はア(申込日~回答日)
			は97%、イ(申込日~提供可能日)は94%となっ
			ている。
			手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
			の規定に準じて実施されていることを確認した。
			・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
			了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
			応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日)
			②(申込日~提供可能日)で検証を実施した。
			他社手続は、①(申込日~回答日)は四日、②(申
			込日~提供可能日)は日本日、当社手続は①(申込日
			~回答日)■日、②(申込日~提供可能日)は■■日

となっているが、申込手続について、工事日即決手 続と工事日非即決手続の異なる2つの手続があるた め、さらに同じ手続同士で検証を実施した。 工事日即決手続については、当社のみが実施してお り、他社が実施していないことから検証が不可能。 工事日非即決手続については、他社手続は①(申込 日~回答日)は四日、②(申込日~提供可能日)は四日 ■日、当社手続は①(申込日~回答日)は■■日、② (申込日~提供可能日) は 日となっている。この 結果、接続約款の規定によるものであること及び準ず るものであることを確認した。 ※工事日即決手続:申込時に工事日を予約する手続、 非即決手続:申込後の提供可能時期回答後に工事日を 予約する手続。 フレッツ 光ネ ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ 端末回線伝送機 クスト(ビジネ 能 第6欄ア いて、①(申込日~回答日)は日日日、②(申込日~ スタイプ) 提供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了日)は (加入ダークフ フレッツ・光プ レミアム(エン ァイバ(シング ■■日となっている。 タープライズタ ルスター方式)) また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日から回答 イプ) 日までの期間)は91%、イ(申込日から提供可能日 までの期間)は90%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の 規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、①(申込日~回答日)は日日日、②(申込日~ 提供可能日)はませて、③(申込日~工事完了日)は ■■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日から回 答日までの期間)は94%、イ(申込日から提供可能 日までの期間)は90%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款 の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完 了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対 応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日) ② (申込日~提供可能日) で検証を実施した。

他社に比べ自社が短くなっていたが、他社については、

(機部門の責めによらない事由で長期化したもの。その影響を除けば自社他社同等となっており、接続約款の規定によるものであることを確認した。			
#			設備量が十分でないエリアへの申込みの影響や当社設
#末回線伝送機			
#末回線伝送機			
# 末回線伝送機			規定によるものであること及び準ずるものであること
能 第4欄(電			を確認した。
語重量するもの) (DSL (ラインシェアリング)) 端末回線伝送機 (DSL (ドライカッパ)) 端末回線伝送機 (DSL (ドライカッパ)) 端末回線伝送機 (DSL (ドライカッパ)) 端末回線伝送機 (TDSL (ドライカッパ)) 端末回線伝送機 (TDSL (ドライカッパ)) 端末回線伝送機 (TDSL (ドライカッパ)) が (TDSL (ドライカッパ)) ・ 当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~口答日) はの日、② (申込日~口答日) はの日、③ (申込日~口答日) で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 ・ 他社手続と当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日) は1日、③ (申込日~工事完了日) は15日となっている。 ・ 他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日) は1日、③ (申込日~工事完了日) は15日となっている。 ・ 世社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日) は1日、③ (申込日~工事完了日) は15日となっている。	端末回線伝送機	フレッツADS	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
の) (DSL (ラインシェアリング)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~工事完了日)は14日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。 端末回線伝送機 フレッツADS ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~口事日)は1日、③ (申込日~工事完了日)は16日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~口事日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は10項協定と実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・1N た他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日)は1日、③ (申込日~工事完了日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日)は1日、③ (申込日~工事完了日)は15日となっている。	能 第4欄(電	L(利用回線型)	いて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~エ
(DSL(ラインシェアリング)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~工事完了日)は14日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機能 第4欄(電影 型) ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~口答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は16日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~口答日)は0日、③(申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 ・地社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~口答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~口答日)は15日となっている。	話重畳するも		事完了日)は8日となっている。
ンシェアリン グ))	の)		
#完了日)は14日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完	(DSL(ライ		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完 了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対 応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日) で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規 定によるものであること及び準ずるものであることを 確認した。 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~口答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は16日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~口事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対 応の日数が含まれているため、①(申込日~口答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを 確認した。 端末回線伝送機 能(10項協定 能(10項協定 によるもの) (電話(ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。	ンシェアリン		いて、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~エ
プ目)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。 端末回線伝送機 プレッツADS ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は16日となっている。 の) (DSL(ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は15日となっている。	グ))		事完了日)は14日となっている。
プ日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。 端末回線伝送機 プレッツADS L (契約者回線 に (契約者回線 に (契約者回線 に (契約者回線 に (契約者回線 に (契約者回線 に () () () () () () () () () (
応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。 端末回線伝送機			・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機			 了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 フレッツADS ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日)は1日、③ (申込日~工事完了日)は16日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~口答日)は0日、③ (申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日)は1日、③ (申込日~工事完了日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日)は1日、③ (申込日~工事完了日)は15日となっている。			応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)
# 確認した。 # 本回線伝送機 フレッツADS			で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規
端末回線伝送機 フレッツADS L (契約者回線 L (契約者回線 にて、① (申込日~回答日) は1日、③ (申込日~工事完了日) は16日となっている。 の) (DSL (ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~四答日) は0日、③ (申込日~工事完了日) は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日) は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③ (申込日~工事完了日) は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、① (申込日~四答日) で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN S64 加入電話・IN S64 によるもの) (電話 (ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日) は1日、③ (申込日~工事完了日) は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、① (申込日~回答日) は15日となっている。			定によるものであること及び準ずるものであることを
 能 第4欄(電 話重量しないもの) (DSL(ドライカッパ)) (DSL(ドライカッパ)) (DSC)(申込日~回答日)は1日、③(申込日~エ事完了日)は15日となっている。 (中込日~回答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (中込日~区の答日)は15日となっている。 (申込日~区の答日)は15日となっている。 			確認した。
話重量しないもの) (DSL(ドライカッパ)) 中流では、中込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 (電話(ドライカッパ))	端末回線伝送機	フレッツADS	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
の)	能 第4欄(電	L(契約者回線	いて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~エ
(DSL(ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~工事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN に他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につかっパ))	話重畳しないも	型)	事完了日)は16日となっている。
(中込日~回答日) は0日、③(申込日~工事完了日) は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日) は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 (電話(ドライカッパ))	の)		
事完了日)は20日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 (電話(ドライカッパ))	(DSL(ドラ		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完 了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対 応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日) で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規 定によるものであること及び準ずるものであることを 確認した。 端末回線伝送機 能(10項協定 によるもの) (電話(ドライ カッパ))	イカッパ))		いて、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~エ
7日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 (電話(ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ			事完了日)は20日となっている。
7日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。 (電話(ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ			
応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日) で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。			・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機能(10項協定によるもの) (電話(ドライカッパ)) で当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につまっている。			了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ能(10項協定によるもの)(電話(ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ			応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)
端末回線伝送機 能(10項協定 によるもの) (電話(ドライカッパ))加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~工事完了日)は15日となっている。・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ			で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規
端末回線伝送機 加入電話・IN ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ 能(10項協定 S64 いて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~エ によるもの) (電話(ドライ カッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ			定によるものであること及び準ずるものであることを
能 (10項協定 によるもの) いて、① (申込日~回答日) は1日、③ (申込日~工事完了日) は15日となっている。 (電話 (ドライカッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ			確認した。
によるもの) (電話 (ドライ カッパ)) 事完了日)は15日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ	端末回線伝送機	加入電話・IN	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
(電話 (ドライ カッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ	能(10項協定	S 6 4	いて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日~エ
カッパ)) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ	によるもの)		事完了日)は15日となっている。
	(電話(ドライ		
いて、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~工	カッパ))		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
			いて、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日~エ

	1	
		事完了日)は11日となっている。
		・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
		了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
		応の日数が含まれているため、①(申込日~回答日)
		で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規
		定によるものであること及び準ずるものであることを
		確認した。
端末回線伝送機	一般専用サービ	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
能第3欄	ス、高速ディジ	いて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日~エ
(接続専用線)	タル伝送サービ	事完了日)は日本日となっている。
	ス、ATM専用	
	サービス	・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
		いて、①(申込日~回答日)は 日、③(申込日~エ
		事完了日)は日本日となっている。
		・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
		了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
		応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日)
		で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規
		定によるものであること及び準ずるものであることを
		確認した。
端末回線伝送機	メガデータネッ	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
能 第8欄	ッ	いて、①(申込日~回答日)は 日、③(申込日~エ
(メガデータネ		事完了日)は日本日となっている。
ッツ)		
		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
		いて、①(申込日~回答日)は 日、③(申込日~エ
		事完了日)は日本日となっている。
		・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
		了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
		応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日)
		で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規
		定によるものであること及び準ずるものであることを
		確認した。
端末回線伝送機	端末回線伝送機	・他社手続は、
能 第9欄	能第9欄に相当	
(N G N イー	する当社サービ	・当社手続は、
•		

サ) ス 端末回線伝送機 フレッツ・IS ・他社手続は、 能第5欄 DN (ISM折返し機能) ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日 いて、①(申込日~回答日)は 日となっている。	
能第5欄 DN ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日機能) いて、①(申込日~回答日)は 2 日、③(申込	
(ISM折返し ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日 機能) いて、①(申込日~回答日)は 2 日、③(申込	der .
機能) いて、①(申込日~回答日)は置日、③(申込	数につー
デルコログは、	
	±.ので
あることを確認した。	
端末回線伝送機 ⅠNSネット1 ・他社手続は、■■■■■■■。	
能第7欄 500	
RS	物につ
アズレート) いて、① (申込日~回答日) は 日、③ (申込	
事完了日)は日となっている。	—
ずル1日/18mm日となりでいる。	
	ŧ.ので
あることを確認した。	
端末回線伝送機 端末回線伝送機 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日	数につ
能第1欄 能第1欄に相当 いて、③(申込日~工事完了日)は として	
(PHS基地局 おおもはいる でも、 (PHS基地局 する当社サービ る。	
回線)ス	
	のであ
ることを確認した。	
優先接続機能 マイライン ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日	数につ
いて、③(申込日~工事完了日)は5日となって	
│	数につ
いて、③(申込日~工事完了日)は5日となって	ている。
│ ^	の検証
ト	あるこ
コアネッ・他社手続と当社手続について、当社設備部門で トワー を実施した結果、接続約款の規定によるもので と及び準ずるものであることを確認した。	
ク ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
ビリティ実現機 ビリティ実現機 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日	数につ
能能いて、①(申込日~回答日)は日子日、③(申込	日~エ
事完了日)は 日となっている。	

〔ひかり電話⇒他社〕

・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日~工 事完了日)は日日となっている。

[他社⇒他社]

・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日~エ 事完了日)は日日日となっている。

[加入電話⇒ひかり電話]

・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日~エ 事完了日)は日日となっている。

〔他社⇒ひかり電話〕

- ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日~エ 事完了日)は日日となっている。
- ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完 了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対 応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日) で検証を実施した結果、接続約款の規定によるもので あること及び準ずるものであることを確認した。

伝送機能 ァイバ)

伝送機能 (中継ダークフ | (中継ダークフ アイバ)

一般光信号中継|一般光信号中継|・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、①(申込日~回答日)は四日、②(申込日~提 供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了日)は日本 ■日となっている。

> また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日から回 答日までの期間)は87%、イ(申込日から提供可能 日までの期間)は100%となっている。

> 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款 の規定どおり実施されていることを確認した。

> ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ いて、① (申込日~回答日) は四日、② (申込日~提 供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了日)は日本 ■日となっている。

		また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日から回
		答日までの期間)は100%、イ(申込日から提供可
		能日までの期間)は100%となっている。
		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
		の規定に準じて実施されていることを確認した。
		・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事完
		了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対
		応の日数が含まれているため、① (申込日~回答日)
		②(申込日~提供可能日)で検証を実施した結果、接
		続約款の規定によるものであること及び準ずるもので
		あることを確認した。
端末系交換機能	端末系交換機能	・他社手続は、
(優先接続機能	(優先接続機能	
及び一般番号ポ	及び一般番号ポ	・当社手続は、
ータビリティ実	ータビリティ実	
現機能を除	現機能を除	
く)・加入者交換	く)・加入者交換	
機接続用伝送装	機接続用伝送装	
置利用機能・市	置利用機能·市	
内伝送機能・中	内伝送機能・中	
継交換機能・中	継交換機能・中	
継伝送機能	継伝送機能	
(GC/IC接	(GC/IC接	
続用伝送路)	続用伝送路)	
特別光信号中継	特別光信号中継	・他社手続は、
伝送機能(波長	伝送機能(波長	
分割多重回線)	分割多重回線)	・当社手続は、
特別光信号中継	特別光信号中継	・他社手続は、
伝送機能(分波	伝送機能(分波	
光変換装置(W	光変換装置(W	・当社手続は、
DMパッケー	DMパッケー	
ジ))	ジ))	
光信号局内伝送	光信号局内伝送	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
路 (局内ダークフ	│路 │(局内ダークフ	いて、①(申込日~回答日)は 日、②(申込日~
(同内ダークラ	(同内タークフ ァイバ)	提供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了日)は
7177	7177	日となっている。

	1		<u>, </u>
			また、他社手続の納期遵守率(申込日~工事完了日)
			は、94%となっている。
			手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
			の規定どおり実施されていることを確認した。
			・当社手続は、
			・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。
	第11条(事前		・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	調査の申込み) 及 び 第 1 3 条	調査の申込み) 及び第13条	①(申込日~回答日)は 日となっている。
	(事前調査の回		また、他社手続の納期遵守率(申込日から回答日まで
	答)に規定する		の期間)は、100%となっている。
	手続	手続	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の
			規定どおり実施されていることを確認した。
			・当社手続は、
			・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。
	第21条(接続	第21条(接続	・他社手続は、申込から承認までの平均日数について、
	申込み)に規定 する手続	申込み)に規定 する手続	①(申込日~回答日(承諾日))は■日となっている。
	9 句子物に	9 旬 士 柳に	_
事前			・当社手続は、■・当社手続は、■・
 手 続			
初			│ │・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。
	第23条(接続	第23条(接続	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数につ
	│用設備の設置又 │は改修の申込		いて、③(申込日~工事完了日)は 日となってい
	み)に規定する	み)に規定する	る 。
	手続	手続	また、他社手続の納期遵守率は、③(個別建設契約締
	(GC/IC接 続用伝送路及び		 結日~工事完了日)は100%となっている。
	WDMパッケー		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の
	ジを除く)	ジを除く)	規定どおり実施されていることを確認した。
			- 当社手続について、 ■
			· - · · · - · · · · · · · · · · · · · ·
			 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。

	Andrea a pro 11±4±	Andrea - Andrea - 11444	I
	第30条(接続 用ソフトウェア	第30条(接続 用ソフトウェア	・他社手続について、 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 。
	の開発の申込		
	み)に規定する		・当社手続について、 (Extract Control)。
	手続	手続	
	第10条の3	第10条の3	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	ポー 〇 米 の 〇	ポー 0 未 0 0 (相互接続点の	① (申込日~回答日) は23日となっている。
	1		
	調査及び設置申	調査及び設置申	また、他社手続の納期遵守率(申込日から回答日ま
	込み)及び第1	込み)及び第1	での期間)は、87%となっている。
	0条の4(相互	0条の4(相互	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
	接続点の設置)	接続点の設置)	の規定どおり実施されていることを確認した。
_	に規定する手続	に規定する手続	
			・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、
			①(申込日~回答日)は19日となっている。
コロケーション			また、当社手続の納期遵守率(申込日から回答日ま
			での期間) は、100%となっている。
			手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
			の規定に準じて実施されていることを確認した。
			│ │・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
			│ │接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
			であることを確認した。
	第10条の3	第10条の3	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	(相互接続点の	(相互接続点の	①(申込日~回答日)は 日となっている。
	調査及び設置申	調査及び設置申	また、他社手続の納期遵守率(申込日から回答日ま
	込み)及び第1	込み)及び第1	での期間)は、100%となっている。
管路	0条の4(相互		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
管路・とう道	接続点の設置)	接続点の設置)	の規定どおり実施されていることを確認した。
3	に規定する手続	に規定する手続	
道			・当社手続は、■■■■■■■。
			 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。
	第10条の13	第10条の13	・他社手続について、 ■ ■ ■ ■ ■ ■ 。
	(電柱添架の申		
電	込み)に規定す	. —	- 当社手続について、 ■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
電柱添架	る手続	る手続	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
架	194 E 6	.ev <u>1</u>	

_	1		T	
		第9条(当社の	第9条(当社の	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
		接続対象地域)	接続対象地域)	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
		に規定する手続	に規定する手続	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
				であることを確認した。
		第10条の3第	第10条の3第	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
		8 項(相互接続	8 項(相互接続	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
		点の調査及び設	点の調査及び設	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		置申込み)に規	置申込み)に規	であることを確認した。
		定する手続	定する手続	
		第99条の2	第99条の2	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
		(通信用建物の	(通信用建物の	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
		空き情報等の提	空き情報等の提	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		供)に規定する	供)に規定する	であることを確認した。
		手続	手続	
		第99条の4	第99条の4	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
		(DSL回線と	(DSL回線と	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
		の接続に係るそ	の接続に係るそ	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
	ムペ	の他の情報の提	の他の情報の提	であることを確認した。
情		供)に規定する	供)に規定する	
情報開示	ー ジ 開	手続	手続	
示	示	第99条の7	第99条の7	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
	無偿	(光回線設備と	(光回線設備と	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
	償	の接続に係るそ	の接続に係るそ	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		の他の情報の提	の他の情報の提	であることを確認した。
		供)に規定する	供)に規定する	
		手続	手続	
		第99条の8	第99条の8	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
		(接続の手続及	(接続の手続及	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
		び算定根拠に関	び算定根拠に関	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		する情報の提	する情報の提	であることを確認した。
		供)に規定する	供)に規定する	
		手続	手続	
		第99条の10	第99条の10	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
		(網機能情報提	(網機能情報提	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
		供対象装置によ	供対象装置によ	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		る新たな網機能	る新たな網機能	であることを確認した。
		の導入に係る情	の導入に係る情	
		報の提供)に規	報の提供)に規	
		定する手続	定する手続	

	第99条の11	第99条の11	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
	(網機能情報提	(網機能情報提	ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、
	供対象装置によ	供対象装置によ	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
	る新たな網機能	る新たな網機能	であることを確認した。
	の導入に係るそ	の導入に係るそ	
	の他の情報の提	の他の情報の提	
	供)に規定する	供)に規定する	
	手続	手続	
		第10条の2 (事前照会)第 2項第1号に規	・他社手続について、 (Manage of the Second of the Se
	2頃第1号に祝 定する手続	2頃第1号に祝 定する手続	当社手続について、 。
	(接続に必要な		
	接続申込者の伝	接続申込者の伝	
	送装置又はケー	送装置又はケー	
	ブルその他の装	ブルその他の装	
	置等を設置する	置等を設置する	
	ことが可能な場	ことが可能な場	
	所の位置及び寸	所の位置及び寸	
	法)	法)	
	第10条の2	1 1 1	・他社手続について、
	(爭削照会)第 2項第2号に規	(事前照会)第 2項第2号に規	
個	定する手続	定する手続	・当社手続について、
別開	(電力設備、空	(電力設備、空	
示	気調整設備、二	気調整設備、二	
有僧	重床その他接続	重床その他接続	
償	に必要な装置等	に必要な装置等	
	の設置に付随し	の設置に付随し	
	て利用する周辺	て利用する周辺	
	設備に係る情	設備に係る情	
	報)	報)	
	第10条の2	第 1 0 条 の 2 (事前照会)第	・他社手続について、
		2項第3号に規	
	定する手続	定する手続	当社手続について、
	(MDFの位	(MDFの位	
	置、MDFの全	置、MDFの全	
	端子数及び未利	端子数及び未利	
	用端子数並びに	用端子数並びに	
	光主配線盤の位	光主配線盤の位	
	置、光主配線盤	置、光主配線盤	

の全端子数及び 未利用端子数) 第10条の2 (事前照会)第2項第4号に規 定する手続 (当社の通信用 建物内に相互接 続点を設置する ことの可否) 第10条の2 (事前照会)第2項第5号に規 定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第2項第5号に規 定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前服会)第2項第5号に規 定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前服会)第2項第6号に規 定する手続 (光回線)第2項第6号に規 定する手続 (光個会)第2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照合)第2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照合)第2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照合)第2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照合)第2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照合)第2項第7号に規 定する手続 ・当社手続について、 ・当社手続について、 ・当社手続いる
第10条の2 (事前照会)第 2項第4号に規定する手続 (当社の通信用 建物内に相互接 練点を設置する ことの可否) 第10条の2 (事前照会)第 2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路股備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (準前原会)第 2項第7号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路股備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路股備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規定する手続 ・当社手続について、
(事前照会)第 2項第4号に規定する手続 (当社の通信用 建物内に相互接 続点を設置する ことの可否) 第10条の2 (事前照会)第 2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規定する手統 (光間長)第(光情号端末回線を敷設するために用いる伝送路設けるるために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規定する手統 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規定する手統 と他社手続について、 ・当社手続について、 ・当社手続いていて、 ・当社手続いていていていていていていていていていていていていていていていていていていて
2 項第4号に規定する手続 (当社の通信用 建物内に相互接 練点を設置する ことの可否) 第10条の2 (事前照会)第 2 項第5号に規定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2 項第6号に規定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2 項第6号に規定する手続 (光信号端末回 線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2 項第7号に規定する手続 (光信号端末回 線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2 項第7号に規定する手続 (事前照会)第 2 項第7号に規定する手続 (事前照会)第 2 項第7号に規定する手続 。 ・ 他社手続について、 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
定する手続 (当社の通信用 建物内に相互接 続点を設置する ことの可否) 第10条の2 (事前照会)第 2項第5号に規 定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前所会)第 2項第6号に規 定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前所会)第 2項第6号に規 定する手続 (光間景端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する簡所の位置) 第10条の2 (事前所の位置) 第10条の2 (非前所会)第 2項第7号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する簡所の位置) 第10条の2 (事前所の位置) 第10条の2 (事前所会)第 2項第7号に規 定する手続 と当社手続について、 ・当社手続について、 ・当社手続いるは、 ・当社手続
(当社の通信用 建物内に相互接 続点を設置する ことの可否) 第10条の2 (事前照会)第 2項第5号に規 定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の終端する) (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する簡所の位置) 第10条の2 (事前の経端する音続) に出せ手続について、 ・当社手続について、
 続点を設置することの可否) 第10条の2 (事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 に当社手続について、 (本社手続について、 (
正との可否) ことの可否) 第 1 0 条 の 2 (事前照会) 第 2 項第5 号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第 1 0 条 の 2 (事前照会) 第 2 項第6 号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会) 第 2 項第5 号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会)第2 項第7 号に規定する手続 (東前照会)第2 項第7 号に規定する手続 (東前服会)第2 項第7 号に規定する手続 に当社手続について、
第10条の2 (事前照会)第 2項第5号に規定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光信号端末回 線を敷設するために用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (本前服会)第 2項第6号に規定する手続 (光信号端末回 線を敷設するために用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規定する手続 ・当社手続について、 ・当社手続について、 ・当社手続いるは、 ・計社手続いるは、 ・計社手続いるは、 ・計社手続いるは、 ・当社手続いるは、 ・当社手続いるは、 ・計社手続いるは、
(事前照会)第 2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2(事前照会)第 2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 ・当社手続について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 (・当社手続について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
定する手続 (光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路路備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路路備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第2項第7号に規定する手続 ・当社手続について、 ・当社手続いる手続
(光回線設備の 全芯線数及び未 利用芯線数) 第10条の2 (事前照会)第 2項第6号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端す る箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規 定する手続 ・当社手続について、・・当社手続について、・・当社手続について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
全芯線数及び未 利用芯線数)
利用芯線数) 第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第7号に規定する手続 2 項第7号に規定する手続 2 項第7号に規定する手続 2 項第7号に規定する手続 ・当社手続について、
第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第 6 号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路強備の終端する箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第 7 号に規定する手続 でする手続 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(事前照会)第 (事前照会)第 2項第6号に規定する手続 2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 2項第7号に規定する手続 3単2項第7号に規定する手続 3単2項第7号に規定 3単2項第7号に規定 3単2項第7号に規定 3単2項第7号に規定 3単2項第7号に対策を対象 3単222222222222222222222222222222222222
定する手続
(光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端す る箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規 定する手続 (光信号端末回 線を敷設するた めに用いる伝送 路設備の終端す る箇所の位置) 第10条の2 (事前照会)第 2項第7号に規 定する手続 ・当社手続について、
線を敷設するために用いる伝送 めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置)
めに用いる伝送 路設備の終端する箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第 7 号に規定する手続
路設備の終端する箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第 7 号に規定する手続 にする手続 を設備の終端する箇所の位置) ・他社手続について、 。 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
る箇所の位置) る箇所の位置) 第 1 0 条 の 2 (事前照会) 第 (事前照会) 第 2 項第 7 号に規定する手続 定する手続 ・当社手続について、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
第 1 0 条 の 2 (事前照会)第 2 項第 7 号に規 定する手続 にする手続 ・ 当社手続について、
(事前照会)第 2項第7号に規 定する手続 に当社手続について、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
2 項第 7 号に規
定する手続・当社手続について、■■■■■■■。
(光ファイバ化 (光ファイバ化)
された電話番号
のうちメタル回りのうちメタル回り
線への変更の可線への変更の可
否) 否)
第 1 0 条 の 2 第 1 0 条 の 2 ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
(事前照会)第 (事前照会)第 ① (申込日~回答日)は 日となっている。
2項第8号に規 2項第8号に規 ① (中込口で回告ログ)は 2項第8号に規 ② (中込口で回告ログ)は 2項第8号に規 ② (中込口で回告ログ)は 2項第8号に規 ○ (中込口で回告ログ)は 20回で回告ログ)は 2回で回告ログ)は 2回で回
(光信号端末回 (光信号端末回 答日までの期間)は91%となっている。
線の提供可能時 線の提供可能時 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
期及び伝送損 期及び伝送損 の規定どおり実施されていることを確認した。
失) 失)
・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、

		①(申込日~回答日)は四日となっている。
		また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回
		答日までの期間)は97%となっている。
		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
		の規定に準じて実施されていることを確認した。
		│ │・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、│
		接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		であることを確認した。
第10条の2	第10条の2	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
1	(事前照会)第	① (申込日~回答日) は 日となっている。
2項第9号に規	2項第9号に規	
定する手続 (一般光信号中	定する手続 (一般光信号中	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回
		答日までの期間)は100%となっている。
継回線の提供可	継回線の提供可	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
能時期)	能時期)	の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続について、 。
		・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
		ることを確認した。
第10条の2	第10条の2	・他社手続について、
(事削照会)第 2項第10号に	(事前照会)第 2項第10号に	
規定する手続	規定する手続	・当社手続について、 () () () 。
(特別光信号中	(特別光信号 中	
継回線の提供可	継回線の提供可	
能時期)	能時期)	
第10条の2	第10条の2	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
(事前照会)第 2項第11号に	(事前照会)第 2項第11号に	①(申込日~回答日)は 日となっている。
2頃第11号 IC 規定する手続	2頃第11号に 規定する手続	
(その他様式に	(その他様式に	答日までの期間)は100%となっている。
 記載する必要が	 記載する必要が	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
ある事項に係る	ある事項に係る	の規定どおり実施されていることを確認した。
情報)	情報)	マンション C 00 7 人がらこう C C V TO C C C REDD C/Co
11.187	113 1247	- 当社手続について、 ■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		当社手続について、 。
		- 単分工体について、体体のもの担合に ヒフェのマン
		・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
第24条00	第 3 4 条 の 8	ることを確認した。
第 3 4 条 の 8 (一般光信号中	ポ 3 4 宋 の 8 (一般光信号中	・他社手続について、 Extract Service 。

	泉の異経路	継回線の異経路	・当社手続について、
	手に係る確	構成等に係る確	
	E) 及び第 Eの9 (異	認調査) 及び第 34条の9(異	
l l l	Rの9(共 構成等によ	3 年栄の9(共	
	みない (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	る一般光信号中	
継回総	象の提供に	継回線の提供に	
	間査及び接	係る調査及び接	
	申込み)に	続の申込み)に	
	⁻ る手続 - 名の10	規定する手続	ルサモ体は、中でから日本ナマのでも日本について
	4条の10 	第34条の10	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	号端末回	(光信号端末回	①(申込日~回答日)は 日となっている。
線のラ	テープ分散	線のテープ分散	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回
に係る	る確認調査	に係る確認調査	答日までの期間)は96%となっている。
及び指	接続の申込	及び接続の申込	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
み)に	に規定する	み)に規定する	の規定どおり実施されていることを確認した。
手続		手続	
			・当社手続について、 Manage Manage 。
			・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。
第52	2条(協定	第52条(協定	・他社手続について、■■■■■■■。
事業者	5の切分責	事業者の切分責	
	第3項に	任等)第3項に	・当社手続について、 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 。
	- 3, 0 項 (- - る手続	規定する手続	1 1 1 1961 - 2 C (
		.,	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	5号に規定	第25号に規定	①(申込日~回答日)は四日となっている。
	司一番号移	する同一番号移	
転可否	情報調査	 転可否情報調査 	・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、
			①(申込日~回答日)は 日となっている。
			・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
			接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
			であることを確認した。
第68		第68条第1項	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	号に規定	第31号に規定	①(申込日~回答日)は聞日となっている。
	端末回線ご	する端末回線ご	
	泉路条件及	との線路条件及	 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、
	*・ロスログ 学状況に係	び収容状況に係	①(申込日~回答日)は 日となっている。
		る情報調査	C TREE EEF/ IN HE CO J CO TO
る消費	ᄍᄱᅽ	19刊列止	- 州外子姓し北外子姓について、怜証も中佐しも公田
			・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、

		接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
		であることを確認した。
第 9 9 条 の 3	第99条の3	・ 他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
(DSL回線等	(DSL回線等	て、①(申込日~回答日)は 日となっている。
に係る情報の提	に係る情報の提	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回
供)第1項に規	供)第1項に規	答日までの期間)は100%となっている。
定する手続(D	定する手続(D	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
SL回線ごとの	SL回線ごとの	の規定どおり実施されていることを確認した。
線路条件等に関	線路条件等に関	
する調査)	する調査)	・当社手続について、
		・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
		ることを確認した。
第99条の3	第99条の3	・他社手続について、 ■■■■■■■ 。
(DSL回線等	(DSL回線等	
に係る情報の提	に係る情報の提	当社手続について、
供)第2項に規	供)第2項に規	
定する手続(き	定する手続(き	
線点情報に関す	線点情報に関す	
る調査)	る調査)	
第 9 9 条 の 3	第99条の3	・他社手続について、
(DSL回線等	(DSL回線等	
に係る情報の提	に係る情報の提	当社手続について、
供)第3項に規	供)第3項に規	
定する手続(き	定する手続(き	
線点換算線路長	線点換算線路長	
に関する調査)	に関する調査)	
第 9 9 条 の 3	第99条の3	・他社手続について、 ***************** 。
(DSL回線等	(DSL回線等	
に係る情報の提	に係る情報の提	・当社手続について、 。
供)第4項に規	供)第4項に規	
定する手続メタ	定する手続メタ	
リック加入者線	リック加入者線	
と電柱に設置す	と電柱に設置す	
る接続に必要な	る接続に必要な	
装置等との接続	装置等との接続	
可否に関する調	可否に関する調	
査	査	
第99条の6	第99条の6	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、

(光回線設備等	(光回線設備等	①(申込日~回答日)は 日となっている。
に係る情報の提	に係る情報の提	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日から回
供)第1項に規	供)第1項に規	答日までの期間)は82%となっている。
定する手続(光	定する手続(光	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款
回線設備の伝送	回線設備の伝送	の規定どおり実施されていることを確認した。
損失及び経過年	損失及び経過年	
数調査)	数調査)	・当社手続について、 (Extract or Sec)。
		・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
		ることを確認した。
第 9 9 条 の 6	第 9 9 条 の 6	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
(光回線設備等	(光回線設備等	①(申込日~回答日)は四日となっている。
に係る情報の提	に係る情報の提	
供)第2項に規	供)第2項に規	・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、
定する手続(光	定する手続(光	①(申込日~回答日)は四日となっている。
信号端末回線の	信号端末回線の	
概算提供可能時	概算提供可能時	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、
期に関する調	期に関する調	接続約款の規定によるものであること及び準ずるもの
査)	査)	であることを確認した。
第 9 9 条 の 6	第99条の6	・他社手続について、 (Extract or Section 2)。
(光回線設備等	(光回線設備等	
に係る情報の提	に係る情報の提	・当社手続について、 。
供)第3項に規	供)第3項に規	
定する手続(配	定する手続(配	
線ブロック調	線ブロック調	
査)	査)	
第 9 9 条 の 6	第99条の6	・他社手続について、 。
(光回線設備等	(光回線設備等	
に係る情報の提	に係る情報の提	・当社手続について、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
供)第4項に規	供)第4項に規	
定する手続(中	定する手続(中	
継ダークファイ	継ダークファイ	
パの未利用芯線	バの未利用芯線	
がない区間にお	がない区間にお	
ける代替区間等	ける代替区間等	
に関する情報調	に関する情報調	
	査)	

	第99条の9	第99条の9	・他社手続について、
	(宅内光信号電	(宅内光信号電	
	気信号変換装置	気信号変換装置	・当社手続について、 (Extract or Section 2)。
個別	に係る情報の提	に係る情報の提	
開開示	供)に規定する	供)に規定する	
-	手続	手続	
(無償)	第99条の12	第99条の12	・他社手続について、 ■ ■ ■ ■ ■ ■ 。
	(電柱所有に係	(電柱所有に係	
	る情報の提供)	る情報の提供)	・当社手続について、 (Extract or Section 2)。
	に規定する手続	に規定する手続	
	電気通信事業法	電気通信事業法	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、
個	第33条第10	第33条第10	①(申込日~回答日)は 日となっている。
個別開	項協定に規定す	項協定に規定す	
示	る名義人の判定	る名義人の判定	・当社手続について、 (Extract or Section 2)。
(有償)	結果に関する情	結果に関する情	
5	報提供	報提供	・他社手続について、接続約款の規定によるものであ
			ることを確認した。

社名:株式会社NTT西日本-関西

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:大阪東事業部長) (情報管理責任者:大阪南事業部長) (情報管理責任者:和歌山事業部長)	1
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
[ル⑤]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[ル⑥]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-みやこ

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:奈良事業部長) (情報管理責任者:滋賀事業部長)	_
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数: ************************************	_
[ル⑤]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-兵庫

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	-
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数: 三三	_
[ル⑤]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロログログログログログログログログログログログログログログログログログログロ	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理 【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-東海

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:静岡事業部長) (情報管理責任者:岐阜事業部長) (情報管理責任者:三重事業部長)	_
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
【ル⑤】	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-北陸

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:富山東事業部長) (情報管理責任者:福井事業部長)	_
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
[ハウ]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロロー名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-中国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:岡山事業部長) (情報管理責任者:島根事業部長) (情報管理責任者:鳥取事業部長) (情報管理責任者:山口事業部長)	_
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
[ル⑤]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-四国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:香川事業部長) (情報管理責任者:徳島事業部長) (情報管理責任者:高知事業部長)	
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
[ル⑤]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[]\[\bar{6}\]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (■■■名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-九州

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:北九州事業部長) (情報管理責任者:佐賀事業部長) (情報管理責任者:長崎東事業部長) (情報管理責任者:熊本事業部長) (情報管理責任者:大分事業部長) (情報管理責任者:宮崎事業部長) (情報管理責任者:鹿児島事業部長) (情報管理責任者:沖縄事業部長)	
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
(ル⑤)	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
┃ ┃研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施 (1988年 名)	H24.1.19~H24.2.29
[//6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロログログライン)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTTネオメイト

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長) (情報管理責任者:関西支店長) (情報管理責任者:東海支店長) (情報管理責任者:北陸支店長) (情報管理責任者:中国支店長) (情報管理責任者:四国支店長) (情報管理責任者:加国支店長) (情報管理責任者:九州支店長)	_
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: 、ゲート数:)	_
[ル⑤]	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理 【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-ホームテクノ関西

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者 の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	_
居室の分離	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
【ル⑤】	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロー名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-ホームテクノ東海

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者 の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	_
居室の分離 【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロー名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-ホームテクノ北陸

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者 の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	_
居室の分離 【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: 大一ト数: 三	_
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\v@]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロス)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-ホームテクノ中国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者 の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	_
居室の分離 【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数: 三二)	_
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロー名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法についてた事業者情報適正利用推進者の承認を得ていることについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-ホームテクノ四国

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者 の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	_
居室の分離 【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数: 三二)	_
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロー名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社NTT西日本-ホームテクノ九州

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.21
兼務の禁止 【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者 の配置【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:代表取締役社長)	_
居室の分離 【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: ゲート数:)	_
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (エロー名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20

社名:株式会社テルウェル西日本

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する覚書 【ル①】	接続関連情報の管理に関する覚書の再締結	H23.11.30
接続関連情報の適 切な取扱いに関する 規程【ル①】	接続関連情報の適正利用に関する規程の改定	H23.11.30
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル②】	グループ会社における接続関連情報を取扱う部 門を明確化	H23.9.11
兼務の禁止【ル③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H24.3.31
情報管理責任者の 配置 【ル④】	情報管理責任者の配置 (情報管理責任者:経営企画部長)	_
居室の分離【ル⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室 において、電子的認証装置等により入室を管理 (居室数: 、ゲート数:	_
	他担当によるクロス点検により、接続関連情報の 取扱いのある部門とそれ以外の部門が分離され ていることを確認	H24.1.25~H24.2.29
研修の実施	接続関連情報に関する研修の実施	H24.1.19~H24.2.29
[/\/6]	接続関連情報に関するWeb学習の実施 (名)	H23.10.1~H24.12.23
システム利用権限の管理【ル⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20
接続関連情報の提 供管理【ル⑧】	情報の内容、利用目的、及び持出し方法について た事業者情報適正利用推進者の承認を得ている ことについて自主点検を実施	H23.12.28~H24.2.20
委託先管理 【ル⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保 持契約が盛り込まれていることについて自主点検 を実施	H23.12.28~H24.2.20